鳥取県公報

令和８年 11 月 10 日（火）
第９８３８号

毎週火・金曜日発行

目　　次

◇ 告　示　軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（695）（税務課）・・・・・・・・・・・・・・2
指定障害児通所支援事業者の指定（696）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・・2
指定居宅サービス事業者の指定（697）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
指定居宅サービス事業の廃止の届出（698）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
指定介護予防サービス事業者の指定（699）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
指定介護予防サービス事業の廃止の届出（700）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
指定障害福祉サービス事業者の指定（701）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

告　　示

鳥取県告示第695号

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第134条の30第２項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

令和８年11月10日

鳥取県知事　平　　井　　伸　　治

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
湊屋石油株式会社 代表取締役　山田　友博	倉吉市昭和町一丁目238	令和８年10月１日

鳥取県告示第696号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の３第１項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の５の25の規定により次のとおり告示する。

令和８年11月10日

鳥取県西部総合事務所長　荒　　田　　す み 子

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
ティーアンドディー有限会社	米子市祇園町二丁目242－82	放課後等デイサービス孫の手２	境港市夕日ヶ丘二丁目88	放課後等デイサービス	令和８年11月１日
株式会社ＦＡＭ	境港市渡町2963－１	Ａｆｔｅｒ　ｓｃｈｏｏｌ　ｆａｍ葭津	米子市葭津1657－１	〃	〃
特定非営利活動法人ライフサポートともだち	西伯郡伯耆町小町313－８	大山キッズクラブともだち	西伯郡大山町所子511－３	〃	〃

鳥取県告示第697号

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和８年11月10日

鳥取県西部総合事務所長　荒　　田　　す み 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社アンビス西日本	医心館訪問介護ステーション米子	米子市角盤町四丁目82	令和８年11月１日	訪問介護
〃	医心館訪問看護ステーション米子	〃	〃	訪問看護

鳥取県告示第698号

介護保険法（平成９年法律第123号）第75条第２項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和８年11月10日

鳥取県西部総合事務所長　荒　　田　　す み 子

事業者の名称	指定に係る事	指定に係る事	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類

又は氏名	業所の名称	業所の所在地			
株式会社アンビス	医心館訪問介護ステーション米子	米子市角盤町四丁目82	令和８年９月30日	令和８年10月31日	訪問介護
〃	医心館訪問看護ステーション米子	〃	〃	〃	訪問看護

鳥取県告示第699号

介護保険法（平成９年法律第123号）第53条第１項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和８年11月10日

鳥取県西部総合事務所長　荒　　田　　す み 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社アンビス西日本	医心館訪問看護ステーション米子	米子市角盤町四丁目82	令和８年11月１日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第700号

介護保険法（平成９年法律第123号）第115条の５第２項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和８年11月10日

鳥取県西部総合事務所長　荒　　田　　す み 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社アンビス	医心館訪問看護ステーション米子	米子市角盤町四丁目82	令和８年９月30日	令和８年10月31日	介護予防訪問看護

鳥取県告示第701号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第１項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和８年11月10日

鳥取県西部総合事務所長　荒　　田　　す み 子

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社アンビス西日本	東京都中央区京橋一丁目６－１	医心館訪問介護ステーション米子	米子市角盤町四丁目82	居宅介護、重度訪問介護	令和８年11月１日